



マチレット



伊勢崎市

出産・子育て支援 ノートブック



くわまる©伊勢崎市

令和8年度
こども家庭センター
☎0270-27-6291

妊娠・出産

健診

予防接種

病気・ケガ

手当・制度

学ぶ

遊ぶ

預ける

相談

ひとり親

障害

施設案内

もくじ

■ 妊娠・出産したら	3
● 妊娠届 ● 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査 ● 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業 ● 両親学級 ● 新生児聴覚検査 ● 産婦健康診査 ● 出生届 ● 家庭訪問 ● こんにちは赤ちゃん事業 ● 産後ケア事業	
■ 乳幼児健康診査(相談)を受けましょう	5
● 乳幼児健康診査(相談) ● 5歳児健康診査	
■ 予防接種を受けましょう	6
● 定期予防接種 ● おたふくかぜの予防接種費用助成	
■ 子どもの病気やケガ	8
● こどもの救急 ● 子ども医療電話相談 ● 小児休日・夜間救急診療 ● 中毒110番	
■ 児童手当・医療費の助成	9
● 児童手当 ● こども医療費の助成 ● 未熟児養育医療給付事業 ● 不妊治療費の助成 ● 不育治療費の助成	
■ そのほかの各種制度	10
● 国民年金 ● 国民健康保険税 ● 出産育児一時金 ● 出産祝金 ● ぐーちょきパスポート	
■ 講習会へ参加しよう	12
● 離乳食講習会 ● 家庭教育学級	
■ お出かけしよう	12
● 親子でぴよぴよ ● いせさきプレ幼稚園 ● 児童センター・児童館 ● まゆドーム ● 赤ちゃんの駅 ● 公園 ● 地域子育て支援センター ● くわまるプラザ プレイルーム	
■ 入所・入園	15
● 保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所 ● 幼稚園	
■ 育児支援サービスなど	18
● 一時預かり ● 認可外保育施設 ● 病後児保育事業 ● ファミリー・サポート・センター ● こども誰でも通園制度 ● 子育て短期支援事業 ● 放課後児童クラブ	
■ 育児・子育て相談	23
● こども家庭センター ● 巡回相談 ● 子育て相談 ● 妊産婦相談 ● 窓口健康相談 ● 発達相談 ● 公立保育所 育児相談 ● こども発達支援センター 発達相談 ● 子育て世帯訪問支援事業	
■ その他の相談窓口	24
■ 児童虐待相談	25
■ 伊勢崎市以外の各種相談窓口	25
■ ひとり親への支援	26
● 経済的支援 ● 就業への支援 ● 生活の支援 ● 各種相談 ● その他	
■ 障害等を持つお子さんへの支援	35
● 重度心身障害者医療費の助成 ● 特別児童扶養手当 ● 障害児福祉手当 ● 難病患者見舞金 ● 自立支援医療費(育成)の支給 ● 小児慢性特定疾病医療費の助成 ● 交通遺児等福祉手当 ● 相談機関	
■ 施設のご案内	37
● 児童センター・児童館 ● 公民館 ● 図書館 ● 保健センター	

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2026年8月発行

発行:伊勢崎市 こども家庭センター

編集・デザイン:株式会社ジチタイアド



- MAP**

 - 保育園・保育所(P15.16)
 - 認定こども園(P15.16)
 - 小規模保育事業所(P15.16)
 - 幼稚園(P17)
 - 児童センター・児童館(P37)
 - 保健センター(P39)
 - 図書館(P39)

至前橋市
至桐生市
至太田市
至本庄市

赤堀の里
赤堀支所
波志江PA
駒形IC
北関東自動車道
イトレーズ場
市民病院
いせさき
保健センター
しんいせさき
伊勢崎市役所
清掃リサイクルセンター21
富塚公園
まゆドーム
田島弥平旧宅

小菊の里
赤堀花しょうぶ園
伊勢崎IC
スマーク伊勢崎
あすま運動公園
あすま支所
小泉稲荷神社
境ふれあいパーク
さかいまち

国道50号
国道354号
県道2号線
県道142号
東武伊勢崎線
JR阿毛線

34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59

妊娠・出産したら

妊娠届

妊娠したら、早めに妊娠届を出しましょう。妊娠届を提出すると、母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳は、妊娠中の健診やお子さんの健診・予防接種のときに必要になります。またお子さんの成長の記録になります。大切にしましょう。保健センターでは、母子健康手帳交付のほか、妊娠中の相談や生まれてくる赤ちゃんの育児相談も行っています。

問い合わせ 保健センター【P39】

妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査

妊婦さんとおなかの赤ちゃんの健康の確認や病気などに早く気づき対応するため、定期的に妊婦健康診査を受けましょう。伊勢崎市では、妊婦健康診査費用の助成を14回行っています。母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を14枚交付しますので、ご利用ください。多胎妊娠の場合は5回分を追加し計19枚交付します。(健診費用が助成額を上回った場合や治療を行った場合は自己負担となります。)

なお、県外の病院で妊婦健康診査を受ける場合は保健センターにお問い合わせください。

また、早産や低出生体重児出産の危険性の高まる歯周病やむし歯の早期発見・治療のため、妊婦歯科健康診査の受診票を交付します。赤ちゃんの健康のためにもぜひ受診してください。

問い合わせ 保健センター【P39】

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで切れ目ない支援を行うことを目的として「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)」を一体的に実施しています。

妊婦のための支援給付：妊婦を対象に妊娠による身体的・精神的・経済的な負担軽減を目的とします。

〈1回目の支給〉 妊娠届出時に妊婦であることの認定後に5万円を支給。

〈2回目の支給〉 出産後に妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に妊娠している子どもの人数×5万円を支給。

妊婦等包括相談支援事業：妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行います。

受付窓口・問い合わせ こども家庭センター【P39】

両親学級

出産や育児の不安を和らげ、楽しく子育てがスタートできるよう、教室を開催しています。対象は初産妊婦とそのパートナーで、月に1コース(2日間)、年12回実施しています。

問い合わせ 保健センター【P39】

新生児聴覚検査

気づかれにくい耳の聞こえの障害を早く発見するために、出生後入院中から生後1か月以内に新生児聴覚検査を受けることをおすすめします。伊勢崎市では、新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。妊娠届出時に母子健康手帳と一緒に新生児聴覚検査受診票を交付しますので、ご利用ください。なお、県外の医療機関で出産される場合は、保健センターにお問い合わせください。

問い合わせ 保健センター【P39】



産婦健康診査

産婦健康診査は、産後間もないお母さんのこころとからだの健康をチェックし、必要な支援につなぐことを目的としています。伊勢崎市では、産後2週間・産後1か月を目安に受ける産婦健康診査の助成を行います。妊娠届出時に母子健康手帳と一緒に産婦健康診査受診票を交付しますので、ご利用ください。受診票の記載に漏れがある場合は助成できません。また、健診費用が助成額を上回った場合や治療を行った場合は自己負担となります。

なお、県外の病院で産婦健康診査を受ける場合は保健センターにお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ 保健センター【P39】

出生届

お子さんが生まれた日を含めて、14日以内に出生届を提出してください。

※届出の際には、母子健康手帳をお持ちください。

〈届出先〉 住所地、本籍地、出生地の市町村窓口。本市では下記の場所で受付いたします。

市役所市民課	☎0270-27-2726
赤堀支所市民サービス課	☎0270-62-9794
あずま支所市民サービス課	☎0270-62-9908
境支所市民サービス課	☎0270-74-0381
いせさきガーデンズ行政センター	☎0270-20-7000
スマーク伊勢崎行政センター	☎0270-30-7676

マイナンバーカードをお持ちで
本籍が伊勢崎市の人は
マイナポータルからオンラインで
届出ができます。



出生の届出をしたお子さんに祝品を贈呈します

- ・対象者 本市に出生の届出をした子
- ・贈呈方法 出生届時に贈呈
- ・贈呈場所 市民課、各支所市民サービス課、各行政センター及び宿直室
- ・祝品 出生記念証、新生児用品(Made in いせさき製品)

※他市区町村に出生届を提出し、かつ本市に住民登録をしたお子さんについては、市民課戸籍係へお問い合わせください。

家庭訪問

妊産婦・新生児・乳児を対象に、相談内容(育児、母乳の心配事など)に応じ、保健師・助産師などが家庭訪問します。

問い合わせ 保健センター【P39】

こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)

安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるよう、赤ちゃんが誕生したご家庭に地域の健康推進員等が訪問します。おおむね生後4か月までにうかがい、「出産・子育て支援ノートブック」をお届けします。

問い合わせ 保健センター【P39】



産後ケア事業

産後ケア事業は、お母さんが安心して子育て出来るようサポートする事業です。

〈対象〉 伊勢崎市に住民登録のある、出産後1年未満のお母さんと赤ちゃん
※感染症にかかっている人や医療行為が必要な人は利用できません。

〈申請方法〉 初回利用時のみ申請書の記入が必要です。
2回目以降はオンライン申し込みとなります。詳細はホームページで確認してください。

〈ケアの種類と利用者負担金〉

各利用型、利用時間	利用者負担金	利用者負担金の減免	利用回数
宿泊型 医療機関へ宿泊し、ケアを受けます。	1泊2日 4,000円 2泊3日 6,000円 3泊以降1日ごとにプラス1,000円	ケアの種類に関係なく、 通算5回まで、 1回最大2,500円分の 減免があります。 ※生活保護世帯・ 市民税非課税世帯で あることが確認できた 場合は、無料	組み合わせて 7日まで利用可能
デイサービス型 医療機関や助産院でケアを受けます。	2,000円/日		
アウトリーチ型 ご自宅に訪問した助産師からケアを受けます。	2,000円/日		

〈実施施設〉 ホームページで確認してください。

〈注意事項〉 施設により、お子さんの対象月齢が異なります。



受付窓口・問い合わせ こども家庭センター【P39】

乳幼児健康診査(相談)を受けましょう

乳幼児健康診査(相談)

お子さんの疾病の早期発見、成長発達の確認などをするため、乳幼児健康診査(相談)を保健センターで実施しています。

〈対象〉 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児

〈お知らせ〉 受診対象の児には健康診査(相談)該当月の前月に個人通知します。

※1か月児健康診査は、母子健康手帳と一緒に交付された1か月児健康診査受診票を使用し、出産した医療機関等で受けてください。

※2歳3か月児個別歯科健康診査は、指定医療機関で個別健診として実施しています。受診対象の児には個人通知をします。

問い合わせ 保健センター【P39】

5歳児健康診査

健やかな成長・発達を確認し、お子さんが楽しく集団生活を送れるように、通園する施設で5歳児健康診査を実施します。

〈対象〉 伊勢崎市に住所があり、市内の保育園、保育所、幼稚園、認定こども園に通う5歳児(年中児)

※市外の園に通う5歳児(年中児)や未就園のお子さんは、個別で相談に応じますので、お問い合わせください。

〈実施方法〉 保護者と園の先生が記入した質問票をもとに園を巡回して健康診査を行い、その結果必要に応じて相談を行います。

〈実施時期〉 4月～12月

問い合わせ 保健センター【P39】

予防接種を受けましょう

定期予防接種

子どもは病気にかかりやすく、かかると重くなることがあります。お母さんから赤ちゃんにプレゼントされた免疫は、生後3か月頃から自然に失われるため、予防接種が必要になります。下表を参考に、定められた時期に予防接種を受けましょう。

予防接種名	対象年齢	接種方法・回数
ロタウイルス	出生6週0日後から ・ロタリックスは出生24週0日後まで ・ロタテックは出生32週0日後まで	標準的には、生後2か月から出生14週6日後までの間に1回目の接種 ロタリックス:27日以上の間隔をおいて2回接種 ロタテック:27日以上の間隔をおいて3回接種
B型肝炎	生後1歳に至るまでの間	27日以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から139日以上の間隔をおいて3回目接種
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳に至るまでの間	生後2か月～7か月に至るまでに開始 初回:27日以上の間隔をおいて3回接種 追加:初回3回目接種終了後60日以上の間隔をおいて1歳を過ぎたら1回接種 (開始年齢によって回数や間隔が異なります)
5種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)	生後2か月～7歳6か月に至るまでの間	初回:20日以上の間隔をおいて3回接種 追加:初回3回目接種終了後、6か月以上の間隔をおいて1回接種
BCG	1歳に至るまでの間	標準的には生後5か月～8か月に達するまでの間に1回接種
MR(麻しん風しん混合)	1期:1歳～2歳に至るまでの間	1回接種
	2期:小学校就学前の1年間	1回接種
水痘	1歳～3歳に至るまでの間	標準的には、1歳～1歳3か月で1回接種 3か月以上の間隔をおいて2回目接種
日本脳炎	1期:3歳～7歳6か月に至るまでの間	初回:6～28日の間隔をおいて2回接種 追加:初回2回目接種終了後、6か月以上の間隔をおいて1回接種 ※3歳未満で接種を希望する場合はお問い合わせください
	2期:小学4年生	1回接種 ※やむを得ず接種できない場合は、13歳の誕生日前日まで
DT(ジフテリア・破傷風)2期	小学6年生	1回接種 ※やむを得ず接種できない場合は、13歳の誕生日前日まで
HPV(ヒトパピローマウイルス)	小学6年生～高校1年生相当の女子	2回または3回接種 (接種開始年齢により回数や間隔が異なります。)
RSウイルス(母子免疫ワクチン)	妊娠28週0日～36週6日まで	1回接種

※市内の指定医療機関で個別接種(市外の医療機関で接種希望の場合は、事前にお問い合わせください。)

おたふくかぜの予防接種費用助成

この予防接種は任意予防接種(保護者の希望により受ける予防接種)で、指定医療機関で実施した場合のみ助成します。

ワクチンの種類	対象者	接種回数 (助成回数)	助成額
おたふくかぜ	接種当日伊勢崎市に住民登録がある 満1歳から4歳未満の子ども	1回	3,000円

※指定医療機関以外で接種した場合は助成対象外(全額自己負担)です。

予
防
接
種

伊勢崎市ワクチン&子育てナビ

「伊勢崎市ワクチン&子育てナビ(通称ワクナビ)」は、伊勢崎市の予防接種など、子育て情報を提供するサービスです。お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。そのほか、妊娠中の記録や子どもの成長記録(身長や体重、写真、成長グラフの作成)、子育て情報の閲覧ができます。(多言語表記あり)

登録料、利用料は無料(通信料は利用者負担)、使い方も簡単ですので、ぜひご活用ください。

WEB版は
こちらから!



アプリのダウンロードはこちらから!

iOS



Android



*App StoreはApple Inc.のサービスマークです。AppleとAppleロゴはApple Inc.の商標です。

*Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。

問い合わせ 市役所健康づくり課 ☎0270-27-2746



子どもの病気やケガ

「こどもの救急」 厚生労働省研究班/公益社団法人日本小児科学会監修

生後1か月～6歳までのお子さんを対象に、夜間や休日などの診療時間外に病院を受診するかどうか、判断の目安が示されています。

「ONLINE QQ こどもの救急」 <http://www.kodomo-qq.jp/>

子ども医療電話相談 県庁医務課

夜間や休日におけるお子さんの病気への対処方法や応急処置などを電話で相談できます。

電話番号	相談日・受付時間
#8000 (携帯電話からも利用できます)	○月曜日～土曜日 午後6:00～翌日午前8:00 ○日曜・祝日・年末年始 午前8:00～翌日午前8:00(24時間)

※IP電話、ダイヤル回線等をご利用の方は携帯電話からかけるか、「03-6735-8835」へ電話してください。
 ※通話料は有料となります。

小児休日・夜間救急診療

当番日	診療時間	医療機関
休日 〈日曜日・祝日及び年末年始〉	午前9:00～午後5:00 受付:午後4:30まで	伊勢崎佐波医師会病院 (休日夜間急患センター) ☎0270-24-0111
	午後5:00～翌日午前8:30 ※祝日は休診です。 ※小児科医でない場合があります。	伊勢崎市民病院 ☎0270-25-5022
夜間 ※祝日及び年末年始を除く	〈火・木曜日〉 午後7:30～午後10:30 受付:午後10:00まで	伊勢崎佐波医師会病院 (休日夜間急患センター) ☎0270-24-0111
	〈月・水・金・土曜日〉 午後7:30～午後10:30 受付:午後10:00まで	

※上記内容は変更する場合があります。毎月の「広報いせさき」でご確認ください。

中毒110番 (財)日本中毒情報センター ※365日24時間対応、通話料は有料となります。

子どもが毒性の高いもの(薬、化学薬品、有毒植物など)を飲み込んでしまった場合は、毒物の種類によって応急手当の方法が違います。判断に迷ったら、中毒110番テレホンサービスにお問い合わせください。

- つくば中毒110番 ☎029-852-9999
- たばこ誤飲事故専用電話 ☎072-726-9922(テープによる情報提供)



児童手当・医療費の助成

児童手当

高校修了前(18歳到達後最初の年度末まで)の児童を養育している人に対して支給されます。なお、公務員の方は職場で支給されます。児童手当を受給するには、申請が必要となります。

〈支給額〉	0歳～3歳未満(第1子・第2子)	15,000円/月額
	3歳～高校修了前(第1子・第2子)	10,000円/月額
	第3子以降	30,000円/月額

〈支給月〉 2月・4月・6月・8月・10月・12月

問い合わせ 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368

こども医療費の助成(福祉医療制度)

18歳までのお子さんの医療費(保険診療の範囲に限ります)のうち、自己負担分の費用を市が負担します。制度の利用には、福祉医療費受給資格者証(ピンク色)が必要となりますので、下記まで必要書類をお問い合わせの上、認定申請の手続きをしてください。

問い合わせ 市役所年金医療課(医療助成係) ☎0270-27-2740 E-mail:nenkin@city.isesaki.lg.jp

未熟児養育医療給付事業

出産後に入院加療を必要とする1歳未満の未熟児で、指定医療機関の医師が養育医療の対象と認めた場合、医療費を公費で負担します。

問い合わせ 保健センター【P39】

不妊治療費の助成

不妊治療を受けている方に対し、その治療に要する費用の一部を助成します。

〈対象者〉 対象となる不妊治療を受け、次の全ての要件に該当する人

- ①法律上の婚姻後、医師による不妊治療を行っている夫婦
- ②夫婦の双方またはいずれか一方が伊勢崎市に居住し、申請日の1年以上前から引き続き住民登録がある
- ③医療保険関係各法における医療保険に加入している
- ④他の地方公共団体から、同一の不妊治療に対し同種の補助を受けていない

〈助成額〉 不妊治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし、10万円を超える場合は10万円を限度とします。(千円未満切り捨て)

※助成回数に制限はありません。詳しくはホームページをご確認ください。

〈注意〉 申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)の治療につき1回に限ります。

問い合わせ 保健センター【P39】

不育治療費の助成

不育治療を受けている方に対し、その治療に要する費用の一部を助成します。

〈対象者〉 対象となる不育治療を受け、次の全ての要件に該当する人

- ①法律上の婚姻後、医師による不育治療を行っている夫婦
- ②夫婦の双方またはいずれか一方が伊勢崎市に居住し、申請日の1年以上前から引き続き住民登録がある
- ③医療保険関係各法における医療保険に加入している
- ④他の地方公共団体から、同一の不育治療に対し同種の補助(群馬県助成金を除く)を受けていない

〈助成額〉 不育治療に要した医療費の自己負担額の2分の1とし、20万円を超える場合は20万円を限度とします。
(千円未満切り捨て)

「群馬県不育症検査費用助成事業」に該当する人は、医療費から県助成額を差し引いた額を自己負担額とします。

※助成回数に制限はありません。詳しくはホームページをご確認ください。

〈注意〉 申請は1年度(4月1日から翌年3月31日まで)の治療につき1回に限ります。

問い合わせ 保健センター【P39】



その他の各種制度

国民年金

国民年金加入中(第1号被保険者)にお子さんを出産した場合、産前産後期間に係る国民年金保険料が免除になります。単胎出産は4か月・多胎出産は6か月が免除対象の期間で、免除した保険料は全額納付済とみなします。出産予定日の6か月前から届出できます(出産の予定日を明らかにすることができる書類等が必要)ので、必ず届出をしてください。

※出産とは妊娠85日(4か月)以上の出産(早産・死産・流産及び人工中絶を含む)をいいます。

死産等の場合は死産証明その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類が必要です。

問い合わせ 市役所年金医療課(国民年金係) ☎0270-27-2741 E-mail:nenkin@city.isesaki.lg.jp

国民健康保険税

国民健康保険加入中にお子さんを出産した場合、産前産後期間に係る国民健康保険税が免除になります。単胎出産は4か月・多胎出産は6か月が免除対象の期間で、国民健康保険税のうち所得割額と均等割額が免除になります。免除を受けるためには、原則として市に届け出る必要があります。出産予定日の6か月前から届出できます(出産の予定日を明らかにすることができる書類等が必要)。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産(早産・死産・流産及び人工中絶を含む)をいいます。

死産等の場合は死産証明その他死産等の日及び身分関係を明らかにすることができる書類が必要です。

問い合わせ 市役所国民健康保険課(賦課係) ☎0270-27-2736 E-mail:kokuho@city.isesaki.lg.jp

出産育児一時金

国民健康保険の加入者(出産の日に被保険者の資格がある者)が出産した時、その世帯の世帯主に対して、出産児1人につき48.8万円(産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合には1.2万円加算され、50万円)が支給されます。妊娠12週以降であれば、流産・死産、人工中絶の場合にも支給されます(医師の証明等が必要)。ただし、妊娠22週未満の分娩の場合には産科医療補償制度の加算がされません。

〈支払い方法〉市が医療機関等に支払う直接支払いが原則になりますので、退院時に一時金との差額を医療機関等に支払ってください。出産費用が一時金の金額以内の場合には、差額を世帯主に給付しますので申請してください。
※国民健康保険以外の方は、加入している健康保険に確認してください。

問い合わせ 市役所国民健康保険課(給付係) ☎0270-27-2737 E-mail:kokuho@city.isesaki.lg.jp

出産祝金

第3子以降のお子さんを出産した方で、次に該当する場合に、出産祝金として10万円が支給されます。

- 第3子以降の出産のときに2子以上を実際に養育(同居が原則)しており、引き続き6か月以上本市に住所を有している人
- 外国人の場合は、上記のほかに「永住者」または「特別永住者」の在留資格を有している必要があります。

※請求期間は、第3子以降の出産日から90日以内になります。

問い合わせ 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368

ぐーちょぎパスポート(ぐんまちょい得キッズパスポート)

高校生以下のこどもがいる家庭及び妊娠中の方を対象に「ぐーちょぎパスポート」を配布します。協賛店で提示すると、店舗のご厚意により割引やプレゼントなど、様々な特典・サービスが受けられます。

〈対象〉 18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでのお子さんをお持ちのご家庭、妊娠中の方とご家族

〈必要なもの〉 子どもがいることを証明できるもの(子どもの保険証や母子手帳など)

〈配布場所〉 市役所子育て支援課、各支所市民サービス課、各行政センター

※パスポートは、お子さん(妊娠中の方)1人につき1枚です。

問い合わせ 市役所子育て支援課 ☎0270-27-8805
群馬県生活こども課 ☎0272-26-2392

講習会へ参加しよう

離乳食講習会

離乳中期のメニューを中心に講義や調理デモンストレーション見学を行います。参加申込みなど、詳細は伊勢崎市公式ホームページにアクセスをしてご確認ください。

〈対象〉 講習会開催月に生後6～7か月になる第1子の保護者が優先

問い合わせ 保健センター【P39】

家庭教育学級

各公民館では、育児についての講話や親子でのふれあい活動など、子育てに関する様々な講座を行っています。

問い合わせ 各公民館【P38】

お出かけしよう

親子でぴよぴよん

各公民館では、親子が絵本を介して語り合い、楽しい言葉のひとときを持てることを目的として、主に絵本の読み聞かせを行っています。また、保護者の方同士による子育て情報交換などの場となっています。

〈対象〉 幼児および子どもとその親

問い合わせ 各公民館【P38】

いせさきプレ幼稚園

各公立幼稚園では、入園前の幼児とその保護者を対象に親子ふれあいの場として、また、情報交換の場として幼稚園を開放し、遊びの場を提供する「いせさきプレ幼稚園」を実施しています。なお、開催日は市ホームページでご確認、または各園にお問い合わせください。

問い合わせ 公立幼稚園【P17】

児童センター・児童館

市内の各児童センター・児童館では、年間を通じて遊びや文化行事など様々な活動を行っています。施設利用料は無料です。

問い合わせ 各児童センター・児童館【P37】

まゆドーム

豊受地区でさかんだった養蚕にちなみ、カイコのまゆの形をイメージした「まゆドーム」は、子供のもり公園内にあり、年間を通じて体験学習等ができる施設です。館内には、なかよし室（プレイルーム）や授乳室、おむつ交換台等があります。施設使用料は無料です。

〈開館時間〉 3月～10月 ……午前9:30～午後5:00まで 11月～2月 ……午前9:30～午後4:00まで

〈休館日〉 毎週火曜日、祝日の翌日、年末年始（12月29日～1月4日）

〈所在地〉 馬見塚町1808-1

問い合わせ まゆドーム ☎0270-31-3778

赤ちゃんの駅

乳幼児を連れた保護者の子育てを支援する取り組みの一環として、外出中におむつ替えや授乳、搾乳などで誰でも自由に立ち寄ることができる公共施設を「赤ちゃんの駅」として指定しました。右のポスターが目印です。お気軽にご利用ください。



公園

市内には遊園地と運動施設が1つになった大きな公園等、様々な公園があります。おもな公園は、次のとおりです。

華蔵寺公園	市内華蔵寺町1-1	伊勢崎市のシンボリックな公園です。格安料金で観覧車や各種乗り物に乗れます。また、桜・ツツジ・花しょうぶなど季節の様々な花も楽しめます。
Auto Mirai 華蔵寺遊園地	華蔵寺町1	
伊勢崎市みらい公園	山王町2663	空気の力でふわふわ弾む遊具、「ふわふわドーム」があります。また、南側には約140本の河津桜が植えられています。
伊勢崎造園組合 コミュニティーパーク	波志江町3335-2	波志江沼を囲むようにして作られた公園です。沼の東西には公園施設があり、沼の中央の「波志江ふれあい橋」で結ばれています。
子供のもり公園伊勢崎	馬見塚町1808-1	芝山のすべり台、ぼうけん山など、遊びながら自然と触れ合えます。
赤松園あやなすパーク	連取本町1	霧状に出る珍しい噴水があります(夏季のみ運転)。広い芝生に遊歩道も整備され、広瀬川のサイクリングロードへ続いています。
あずま総合運動公園	田部井町三丁目2091	大きな滑り台・ブランコ・シーソー・小川などがあります。
センヨシせせらぎパーク	堀下町186-1	粕川のほとりにある公園で、アスレチックもあります。
三世代ふれあい長建パーク	境木島823	子どもが楽しめるいろいろな遊具・広い芝生・小川があります。
粕川公園	粕川町1658	ベビーカーでも登れる山などがあります。隣には児童センターもあります。
アイ・エス・グリーンパーク	波志江町2237-1	とても広い丘陵地にある公園です。
アイ・エス・グリーン 宮子イーストパーク	宮子町3614	小山に滑り台などの遊具があります。
上武緑化よえもんパーク	連取本町27-8	中央は小高い丘のようになっていて、岩のオブジェがあります。
境駅北公園	境美原19	小高い山・小川・遊歩道があり、木陰もたくさんあります。
フラワーさくら平塚公園	境平塚354	展望塔から滑り降りる滑り台や複合遊具などいろいろと楽しめる公園です。
根岸造園国定駅前パーク	国定町二丁目1768-1	きく児童館の隣にあります。外遊び、児童館の室内遊びの両方楽しめます。
茂呂中央公園	茂呂町二丁目3553-1	芝生の広場が広がり、見通しがよく明るい公園です。
境御嶽山自然の森公園	境上武士1039-1	ホタル・めだか・ジャコウアゲハ・カブトムシなどに会えます。

問い合わせ 公園緑地課(維持管理係) ☎0270-27-2769



Auto Mirai 華蔵寺遊園地



境御嶽山自然の森公園



センヨシせせらぎパーク



伊勢崎市みらい公園



伊勢崎市みらい公園

地域子育て支援センター

保育施設の園庭やホールなどを親子に開放し、親子同士の交流の場として、また、子育て中の方の育児相談や子育て関連の各種行事を行っています。詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。

◆市の委託を受けて実施している施設

施設名	名称	所在地	電話 (市外局番0270)
ひかりのこ保育園	アンパンマンクラブ	新栄町3850-14	25-1575
白ばら保育園	いちごクラブ	戸谷塚町98-1	32-1400
みやさと保育園	ハローサークル	田中島町1509-1	24-1761
三郷こども園	ひよこクラブ	波志江町2381-7	22-1636
ChaCha Children Isesaki	子育てサロンChaCha	大手町3-1	22-5611
すみれこども園	ありんこクラブ	境上武士983-3	74-5700

その他、独自に実施している施設は、入所・入園の施設一覧参照

くわまるプラザ(保健センター)プレイルーム

くわまるプラザ(保健センター)のプレイルームは、保護者と子どもが一緒に、気軽に遊びながら過ごせる場所です。遊びを通じた親子のふれあいや交流の場として、安心して利用できます。

また、プレイルームでは、お子さんの様子を見ながら、日頃の育児やちょっとした気がかりについて、スタッフに気軽に相談することもできます。

※プレイルームでは、保護者が不在となる「お預かり」は行っていません。子どもの一時的なお預かりを希望する場合は、くわまるプラザ(保健センター)託児室(一時預かり事業)を利用してください。

〈対象〉 生後6か月頃から小学校6年生までの子どもとその保護者

※子どものみでの利用はできません。必ず保護者同伴でお願いします。

〈利用方法〉 予約は不要です。初回利用時に、LINEでの利用登録が必要となります。

※混雑状況によっては、譲り合っでの利用や、入場をお待ちいただく場合があります。

〈利用時間〉 午前9時から午後6時まで

〈休館日〉 年末年始(12月29日～1月3日)

※施設点検等により、臨時に休館する場合があります。

詳細は市ホームページをご確認ください。

問い合わせ 保健センター【P39】

入所・入園

保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所

保育所(園)は、保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする児童を保育する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所(園)の機能や特徴をあわせ持つ施設です。小規模保育事業所は、保育を必要とする0歳児～2歳児の児童を保育する施設です。3歳児以降は、卒園後の受け皿となる連携施設へ通うことができます。

〈利用の申し込み〉 保育所(園)、認定こども園(保育を必要とする利用)・小規模保育事業所を希望する場合は、市役所こども保育課および各支所市民サービス課で申し込みができます。なお認定こども園(教育を必要とする利用)を希望する場合は、施設へ直接お申し込みください。

問い合わせ	市役所こども保育課	☎0270-27-2751
	赤堀支所市民サービス課	☎0270-62-9792
	あずま支所市民サービス課	☎0270-62-9910
	境支所市民サービス課	☎0270-74-0368

保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所一覧市外局番(0270)

	名 称	所 在 地	電 話	一時 預かり	病後児	子育て 支援	休日
①	第二保育所	中央町12-17	25-1959				
②	第三保育所	昭和町3862	25-2627	○		○	
③	第四保育所	寿町145-1	25-3234	○		○	
④	かしま保育園	鹿島町962-1	26-0243	○		○	○
⑤	はちす保育園	上諏訪町2032-7	25-7303				
⑥	日乃出保育園	日乃出町1672-3	23-3477	○			
⑦	こまくさ保育園	下植木町467-1	25-7107				
⑧	ひかりのこ保育園	新栄町3850-14	25-1575	○		○	
⑨	わかくさ保育園	宮子町3550-1	24-8859			○	
⑩	ひばり保育園	連取町1595-3	26-1647	○			
⑪	太陽保育園	堀口町643-1	32-3370	○	○	○	
⑫	ひまわり保育園	柴町666-1	32-1778	○		○	
⑬	白ばら保育園	戸谷塚町98-1	32-1400	○	○	○	
⑭	ChaCha Children Isesaki	大手町3-1	22-5611	○		○	
⑮	あかいしこども園	曲輪町24-11	25-1874	○		○	
⑯	やさか保育園	八坂町5-18	23-0416	○		○	
⑰	ゆたか第二保育園(夜間保育)	今泉町一丁目1430	61-8280	○		○	
⑱	茂呂こども園	茂呂町二丁目2836-1	24-8221	○		○	
⑲	二葉こども園	茂呂南町5318-14	25-2626	○		○	
⑳	三郷こども園	波志江町2381-7	23-6122	○	○	○	
㉑	伊勢崎あすか幼稚園	波志江町1596-3	21-5225	○		○	
㉒	慈教幼稚園	波志江町681	24-7700	○		○	

	名 称	所 在 地	電 話	一時 預かり	病後児	子育て 支援	休日
㉓	西園こども園	安堀町853	25-0652	○		○	
㉔	インターナショナルキッズ アカデミー	安堀町1179-4	23-5235	○		○	
㉕	みやさと保育園	田中島町489-1	24-1761	○		○	
㉖	愛の光幼稚園	今井町367	26-4124	○		○	
㉗	なかよし保育園	山王町1402	23-5898	○		○	
㉘	リトルガーデンしいのみ	山王町625-1	40-3373	○	○	○	
㉙	さくら幼稚園	富塚町246-4	32-3010	○		○	
㉚	はぐろこども園	馬見塚町230-1	32-2440	○		○	
㉛	ゆたか保育園	馬見塚町1196-1	32-3691	○	○	○	○
㉜	すみよし幼稚園	馬見塚町831-1	32-1069	○		○	
㉝	大光寺保育園	西久保町二丁目397-1	63-5775				
㉞	間野谷保育園	間野谷町530-79	62-6570	○			
㉟	たから保育園	赤堀今井町二丁目1344	62-2237				
㊱	大林寺保育園	市場町一丁目338-4	61-6212				
㊲	青空保育園	東小保方町3813-1	40-9333	○	○	○	
㊳	若竹保育園	東町2553-5	62-0269	○			
㊴	田部井保育園	田部井町二丁目450-1	63-0077	○		○	
㊵	むつみ保育園	西小保方町290-1	62-0308	○			
㊶	小泉保育園	小泉町769-1	63-6727	○		○	
㊷	あずまの森こども園	田部井町一丁目1092-1	62-1206	○		○	
㊸	境いよく保育所	境伊与久519	76-1636	○	○	○	
㊹	境ひので保育所	境米岡234	74-5702	○		○	
㊺	つくし保育園	境543	74-1030	○			
㊻	ふちな保育園	境下湊名2648-1	76-0568	○		○	
㊼	あけぼの保育園	境下湊名2676-1	76-0617	○		○	
㊽	めざめ保育園	境下武士827-3	74-4738	○		○	
㊾	こばと保育園	境百々18	61-8270			○	
㊿	さかい保育園	境栄925	74-7585	○			
①	こひつじ幼稚園	境百々221-1	76-2448	○		○	
②	すみれこども園	境上武士983-3	74-5700	○	○	○	
③	島村めぐみ保育園	境島村2509	74-9221	○		○	
④	すまいるきっず保育園	連取町3016-15	71-6644				

幼稚園

満3歳から5歳までの就学前のお子さんに、集団生活などを通じて心身の発達を助長することを目的とする施設です。

〈入園の申し込み〉 前年度の9月頃に各幼稚園(私立・公立)で申し込みを受け付けます。入園状況により、途中入園も可能です。

〈就園対象児〉 公立：伊勢崎市に居住し住民登録をしている満3歳・3歳・4歳・5歳(小学校入学前の3年間)
私立：満3歳児・3歳・4歳・5歳

幼稚園一覧

〈公立〉

	名 称	所 在 地	電話 (市外局番 0270)
55	第一幼稚園	曲輪町24-26	25-0320
56	殖蓮幼稚園	上植木本町2740-2	26-4561
57	宮郷幼稚園	田中島町1486-8	24-4373
58	名和幼稚園	堀口町260	32-2080
59	あかぼり幼稚園	西久保町二丁目100	62-3744
60	あずま幼稚園	東町2672-1	62-0241

〈私立〉

	名 称	所 在 地	電話 (市外局番 0270)
61	田部井幼稚園	田部井町二丁目458	62-5977



育児支援サービスなど

一時預かり

保育所(園)・認定こども園

普段は保育所(園)を利用していない保護者の、週3日以内のパート勤務への対応や、急な病気への対応、育児疲れによる心理的ストレスや肉体的負担の軽減などのため、一時的に保育する必要があるときに利用することができます。

問い合わせ 一時預かりを実施している各保育所(園)・認定こども園へ【P15～16】

公立幼稚園

市内の全公立幼稚園においては、在園している園児を対象に、保護者の仕事や兄弟の授業参観など理由を問わず、保護者の要望に応じて、月曜日から金曜日までの授業日などにおいて、預かり保育を午前8:00～午前9:00、午後2:00～午後6:00まで利用することができます。

また、長期休業中は午前8:00～午後6:00まで利用することができます。

問い合わせ 市内の公立幼稚園へ

くわまるプラザ(保健センター)託児室(一時預かり事業)

保護者が安心して用事を済ませたり、心と体を少し休める時間を持っていただくために、子どもを一時的にお預かりする施設です。

〈対象〉 生後6か月以上の未就学児

※子どもの体調や特性等により、安全確保が難しいと判断される場合は、利用をお断り、または一部制限させていただくことがあります。

〈利用方法〉 託児室の利用には、事前の面談と利用者登録、予約が必要です。

〈利用の流れ〉 1. 事前面談の予約
2. 面談・利用者登録
3. 利用予約
4. お預かり

※面談終了当日は、準備や体制確認のためお預かりは行っていません。

実際の利用は、利用者登録の完了が通知されてから予約をお願いします。

〈初回利用時〉 初めて託児室を利用する場合は、子どもが安心して過ごせるよう、原則として1時間からの利用をお願いしています。子どもの様子を見ながら、次回以降の利用時間をスタッフと相談していただけます。

〈利用時間〉 午前8時30分から午後6時まで

〈休館日〉 年末年始(12月29日～1月3日)

※施設点検等により、臨時に休館する場合があります。

〈利用料金〉 1人 1時間 300円

※料金は予約時間に基づいて算出します。予約終了時間を過ぎた場合は、1時間単位で延長料金が発生します。道路状況等やむを得ない事情による遅れの場合も、延長料金が発生します。

〈支払い方法〉 ISECA(伊勢崎市電子通貨)による決済のみ。利用前に、アプリのダウンロードとチャージをお願いします。

※迎えが保護者以外の場合も、同様にISECAでの支払いとなります。

〈利用定員〉 同時にお預かりできる子どもは、6人までです。

〈予約方法〉 利用者登録を含め、委託先が運営する予約システム(AZUKARI)から予約してください。

45日先までの予約が可能です。

〈利用上限〉 週3日まで、月14日まで

〈キャンセル〉 利用日前日の24時間前まで:ウェブからキャンセル可能

それ以降および当日:原則として利用予定時間の2時間前までに電話で連絡してください。

※キャンセル料は発生しません。

詳細は市ホームページをご確認ください。

問い合わせ 保健センター【P39】

認可外保育施設

子どもを預かる施設であって、児童福祉法に基づく施設の設置認可を受けていない施設です。開所時間等詳しくは各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	連絡先 (市外局番 0270)	備考
キッズルームにこっと (旧:託児ルームゆうび)	連取町1527-1	22-0030	夜間あり
CENTRO EDUCACIONAL PLAY GROUND	宮前町289-1	22-0526	外国籍向け
訪問保育ルーム HAPPY SMILE	田中島町1144-2	080-6614-6573	居宅訪問型
PASSO A PASSO	豊城町1485-6	080-6642-1969	外国籍向け
HIMAWARI GAKUSHU	堀下町1581	080-5223-2883	外国籍向け

病後児保育事業

子どもが病気の回復期にあり、保育所(園)、認定こども園、幼稚園等に預けることが困難で、かつ、保護者が勤務の都合等により家庭での育児も困難な場合に、乳幼児を一時的にお預かりします。

〈期日・時間〉 平日(祝日、年末年始、実施施設の行事日を除く)の、午前8:00～午後6:00までの間で8時間以内

〈対象〉 市内に在住で保育所(園)、認定こども園、幼稚園等に通う生後10か月から就学前までの乳幼児

〈定員〉 1施設につき1日当たり2人

〈利用料金〉 無料(食事代は別途)

〈実施施設〉 白ばら保育園、ゆたか保育園、リトルガーデンしいのみ、三郷こども園、太陽保育園、青空保育園、すみれこども園、境いよく保育所

〈申し込み〉 こども保育課または利用を希望する施設で、事前に利用者登録をし、利用を希望する日の前日までに希望施設へ予約し、利用申請書・診療情報提供書を提出してください。

問い合わせ 市役所こども保育課 ☎0270-27-2751
各実施施設



ファミリー・サポート・センター

「子育てのお手伝いがしたい」「子育ての手助けを受けたい」という人たちが会員となって、一時的な育児の援助活動を有料で行う登録制の組織です。

〈 会 員 〉 援助会員

市内に居住し、育児の援助ができる20歳以上の方で、援助活動に理解と熱意があり、心身ともに健康で援助活動を行うことができる人

利用会員

おおむね3か月から12歳までのお子さんの保護者で、育児の援助を受けたい人(ただし伊勢崎市に在住または在勤していること)

どっちも会員

市内に居住し、利用・援助の両方できる人

〈援助会員による活動内容〉

- 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校及び放課後児童クラブ(以下「保育施設等」という)の開始前・終了後に児童を預かります。
- 保育施設等への児童の送迎を行います。
- 保育施設等の休日その他の事由がある場合、臨時的に児童を預かります。
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に児童を預かります。
- 買い物などの外出の際に児童を預かります。
- 上記に掲げるものの他、利用会員の仕事と育児の両立支援のために必要な預かりと送迎を行います。

※児童を預かる場合は援助会員の自宅の他、児童館等子どもの安全が確保でき、事前打合せで両者が決めた場所となります。お泊りや病児病後児のお預かりには対応していません。

〈利用料金〉

平日の午前7:00～午後7:00まで	1時間当たり700円
平日の上記以外の時間、土・日曜日、祝日、年末年始	1時間当たり900円

〈助成金〉

- ひとり親世帯(母子・父子家庭)などの場合には1時間につき300円(月30時間まで)の助成金が支給される場合があります。
- 援助会員・どっちも会員の援助活動には1時間につき700円～の報酬を受け取る他に、200円の助成金が支給されます。詳しくはファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

問い合わせ

伊勢崎市ファミリー・サポート・センター(市役所こども保育課内)
☎0270-23-6471(平日の午前9:00～午後5:00)

預ける

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)

保育所(園)・認定こども園

子どもの健やかな育ちを応援することを目的とした事業です。利用については、就労等の要件はありません。

市役所こども保育課で認定の手続きを行った後、「こども誰でも通園制度総合支援システム」を利用して、各施設へ利用予約を行い、月10時間を上限として利用することができます。

〈 対 象 〉 満6ヶ月から満3歳未満の保育所等に通っていない子ども

〈 利用料金 〉 1時間300円(各施設の設定や、世帯状況により異なります。)

〈 実施施設 〉 (公立)第三保育所、第四保育所、境いよく保育所、境ひので保育所
(私立)二葉こども園、ChaCha Children Isesaki、ゆたか保育園、ゆたか第二保育園

問い合わせ

認定については市役所こども保育課
利用については各実施施設

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者が病気や仕事の都合などで一時的にお子さんの養育ができない場合に、児童養護施設または乳児院でお子さんをお預かりすることができます。

ショートステイ

保護者が病気や出張など、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった時に、児童養護施設または乳児院で短期間お子さんをお預かりします。

- 〈 対 象 〉 小学校修了前の児童
- 〈 事 由 〉 保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張など
- 〈 期 間 〉 原則7日以内
- 〈 場 所 〉

児童養護施設

鐘の鳴る丘少年の家 (前橋市堀越町880番地)
地行園 (前橋市江木町1304番地)
東光虹の家 (太田市熊野町7番15号)

乳児院

東光乳児院 (太田市熊野町13番3号)

- 〈 利 用 料 金 〉 2歳未満:日額0円～5,350円(保護者の課税状況等によって異なります)
2歳以上:日額0円～2,750円(保護者の課税状況等によって異なります)
- 〈 手 続 き 〉 施設の定員やお子さんの健康状態によって受け入れが困難な場合がありますので、
こども家庭センターまでご連絡ください。

トワイライトステイ

保護者が仕事の理由などにより、夜間一時的に家庭においてお子さんを養育することが困難な時に、お子さんを児童養護施設または乳児院でお預かりします。

- 〈 対 象 〉 小学校修了前の児童
- 〈 事 由 〉 保護者の仕事・冠婚葬祭等
- 〈 時 間 〉 午後6:00～午後9:00まで
- 〈 場 所 〉

児童養護施設

鐘の鳴る丘少年の家 (前橋市堀越町880番地)
地行園 (前橋市江木町1304番地)
東光虹の家 (太田市熊野町7番15号)

乳児院

東光乳児院 (太田市熊野町13番3号)

- 〈 利 用 料 金 〉 日額0円～750円(保護者の課税状況等によって異なります)
- 〈 手 続 き 〉 施設の定員や、お子さんの健康状態によって受け入れが困難な場合がありますので、
こども家庭センターまでご連絡ください。

問い合わせ こども家庭センター
☎0270-27-6291

放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を与えて児童の健全な育成を図ります。

利用可能時間や保育料等はクラブによって異なりますので、公設の児童クラブは市役所子育て支援課(☎0270-27-8805)へ、民設の児童クラブは各クラブへ直接お問い合わせください。児童クラブの一覧はホームページに掲載しています。

放課後児童クラブ利用者負担金助成事業・減免制度

民設の放課後児童クラブを利用する児童の保護者を対象に利用者負担金助成事業を実施しています。また、公設の放課後児童クラブを利用する児童の保護者に対しては利用者負担金の減免を実施しています。助成及び減免の対象及び金額については下記のとおりです。

対 象	金 額
生活保護法の規定により保護を受けている世帯	利用者負担金(月額)の全額
市民税非課税の世帯	利用者負担金の2分の1の額(ただし、月額上限5,000円)
市民税の所得割が非課税で均等割のみ課税の世帯	利用者負担金の4分の1の額(ただし、月額上限2,500円)

問い合わせ 市役所子育て支援課(子育て政策係) ☎0270-27-8805



育児・子育て相談

こども家庭センター

妊娠期から子育て期までの様々な相談に対し、切れ目のない支援を行う窓口です。

- 〈 日 時 〉 月曜日～金曜日(※祝日・年末年始を除く)午前8:30～午後5:15
〈 会 場 〉 保健センター(2階)

問い合わせ ☎0270-27-6291(児童福祉)、☎0270-27-6290(母子保健)

巡回相談

- 〈 相 談 日 〉 午前10:00～正午(※市の広報誌または各児童館だよりをご確認ください。)
〈 会 場 〉 児童センターや児童館
※相談会場は、相談日ごとに変わります。市の広報誌または各児童館だよりをご確認ください。
※直接の来館で相談員が上記の時間対応いたします。相談予約も可能です。

問い合わせ こども家庭センター ☎0270-27-6291 FAX:0270-27-6297 子育て相談メール:kodomo-c@city.isesaki.lg.jp

子育て相談

身体計測や、妊娠・出産・子育てに関するお悩みについての相談などができます。来所での相談はオンライン申請フォームによる予約制です。

- 〈 日 時 〉 月曜日～金曜日(※祝日・年末年始を除く)
午前9:00～午前11:30、午後1:30～午後3:00【予約制】
〈 持 ち 物 〉 母子健康手帳、バスタオル
〈 会 場 〉 保健センター(3階)

予約は
こちらから



妊産婦相談

助産師による妊娠・出産・母乳育児・卒乳の相談ができます。電話による予約制です。

- 〈 日 時 〉 第1・第3水曜日(※4月は第2・第4、5月は第2・第3水曜日)
午前9:00～正午【電話予約制】
〈 持 ち 物 〉 母子健康手帳、バスタオル
〈 会 場 〉 保健センター(3階)

窓口健康相談

身体計測や、妊娠・出産・子育てに関するお悩みについての相談などができます。来所での相談はオンライン申請フォームによる予約制です。

- 〈 日 時 〉 月曜日～金曜日(※祝日・年末年始を除く)
午前9:30～午後4:00(正午～午後1:00は除く)【予約制】
〈 持 ち 物 〉 母子健康手帳、バスタオル
〈 会 場 〉 赤堀支所・あずま支所・境支所の各支所保健業務窓口

予約は
こちらから



発達相談

言葉がゆっくり、落ちつきがない、友達と一緒に遊べない等の発達についての相談ができます。事前の予約が必要です。

問い合わせ 保健センター【P39】

公立保育所 育児相談

子育て全般の相談に、保育所長・主任保育士が応じています。※匿名でも相談できます。

- 〈 相 談 日 時 〉 月曜～金曜まで(祝日を除く)
電話相談:午前10:00～午後3:00 面接相談:午後4:00以降(要予約)

問い合わせ 各公立保育所【第二、第三、第四、境いよく、境ひので】

こども発達支援センター 発達相談

18歳未満のお子さんとその保護者を対象に、発達の遅れ、子育て上の困っていること、分からないことに対して、専門の相談員が相談に応じ、適切な助言・指導・支援を行います。

〈相談日時〉 月曜日から土曜日までの午前9:00～午後5:00(祝日、年末年始を除く)

※来所での相談は、事前に電話予約が必要です。

問い合わせ こども発達支援センター(除ヶ町410-1) ☎0270-32-7748 FAX:0270-27-4062

こども発達支援センター 親子通園事業

小学校就学前のお子さんと保護者が一緒に参加する事業です。発達の不安や心配、育児での困りごとや迷い、集団活動への参加など子育てや成長のあれこれに対し、個別の育児相談を実施しながら、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。スタッフが保護者の心配事に寄り添いながら、お子さんへの関わり方を一緒に考えていきます。

〈実施日〉 かるがも(保育園等に在籍していないお子さん) ▶月曜日～金曜日(※祝日・年末年始を除く)
土曜広場ポケット(保育園等に在籍しているお子さん) ▶第1・第3土曜日(※祝日・年末年始を除く)

〈会場〉 こども発達支援センター

〈その他〉 利用には事前申請が必要です。

問い合わせ こども発達支援センター(除ヶ町410-1) ☎0270-32-7748 FAX:0270-27-4062

子育て世帯訪問支援事業

子育てに対する支援が特に必要と認められる家庭に継続的に訪問支援員を派遣します。

〈対象〉 子育て家庭・妊婦等 〈支援内容〉 家事、育児支援等

〈利用回数・期間〉 1週間に2回まで(1回最大2時間)・申請日より6か月以内 〈費用〉 無料

〈手続き〉 こども家庭センターまでご連絡ください。

問い合わせ こども家庭センター ☎0270-27-6291 FAX:0270-27-6297

その他の相談窓口

相談窓口	相談内容	連絡先(市外局番 0270)
青少年指導センター	友達、学校、家庭、非行など、青少年やその保護者の悩みごとなどの相談	27-8080(直通)
教育研究所	学校生活や子どもの養育に関わる教育相談	30-1234(直通)
北小学校こども発達相談室	幼児、小学生、中学生について、ことばや聞こえ、コミュニケーションなどの心配事や子どもの成長や発達、行動面などの心配事についての相談	25-4455(直通)
赤堀小学校こども発達相談室		63-8531(直通)
あずま小学校こども発達相談室		62-9923(直通)
境小学校こども発達相談室		74-1288(直通)
広瀬小こども発達相談室		25-4453(学校代表)
中学校通級指導教室(鹿島教室)		27-5632(直通)
中学校通級指導教室(豊受教室)		32-0892(直通)

児童虐待相談

子育て中の親は、毎日の生活の中で様々なストレスを抱え気持ちを不安定にし、その苛立ちを子どもにぶつけてしまうことがあるものです。そんなとき、周囲の温かい支えと適切な援助が必要です。育児に悩んでいるご家庭や虐待を受けているのかなと思われるお子さんと出会ったら、「大丈夫?何か困っていることがありますか」と言葉をかけてあげてください。

子どもは“地域の子”です。当市では、地域で支えあう子育ての実現を目指して相談業務に取り組んでいます。深刻な虐待を防ぎ、子どもを守るためには早めの対応が必要です。身近で少しでも「虐待かな?」と感じるがありましたら、ご連絡ください。

問い合わせ こども家庭センター ☎0270-27-6291 FAX:0270-27-6297
子育て相談メール:kodomo-c@city.isesaki.lg.jp
中央児童相談所 ☎027-261-1000

夜間、土日祝日 など、こども家庭センター・児童相談所の閉所時の緊急連絡先

こどもホットライン24	0120-783-884 または 027-263-1100
全国共通ダイヤル	189

伊勢崎市以外の各種相談窓口

相談窓口	相談内容	連絡先(電話)
こどもホットライン24	子どもを取り巻く家庭環境・しつけ・教育・児童虐待などについての相談。24時間いつでも対応します。	0120-783-884※ 027-263-1100
中央児童相談所	18歳未満の児童の養護・心身障害・非行・育成など、子どもの福祉や健全育成などに関する相談。	027-261-1000
心と学びのサポートセンター「つなぐん」(群馬県総合教育センター)	乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談。	0270-26-9200
24時間子供SOSダイヤル	いじめ問題やその他の子どものSOS全般。	0120-0-78310
安心・自信の相談電話(NPO法人エンパワメントぐんま)	不登校、子どものいじめ、児童虐待などの相談。	027-350-3900
子育て・女性健康支援センター(〈公社〉群馬県助産師会)	妊娠・出産・子育てをはじめ、思春期、更年期などの相談。	027-289-4339
児童家庭支援ホーム(希望館・高崎)	子育てに関する不安や悩みに、相談員・心理職員が応じています。	027-322-5622
児童家庭支援センター(こども家庭相談室・太田)	子育てに関する不安や悩みに、相談員・心理職員が応じています。	0276-22-4754
こども・子育て相談室(こどもの国児童会館)	子育ての悩みや育児全般の相談。	0276-25-0055
こどもの人権110番(前橋地方法務局)	いじめや体罰、不登校や親による虐待といった子どもをめぐる様々な問題についての相談。	0120-007-110
ひきこもり支援センター(こころの健康センター内)	ひきこもりについての悩み(本人、家族など)	027-287-1121

《注》※印のある電話番号には携帯電話からの利用ができません。

ひとり親への支援

経済的支援

母子・父子家庭等医療費の助成(福祉医療制度)

18歳まで(18歳到達後最初の年度末まで)の児童を扶養している母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、ならびに、18歳まで(18歳到達後最初の年度末まで)の父母のない児童の医療費(保険診療の範囲に限ります)のうち、自己負担分の費用を市が負担します。制度の利用には、福祉医療費受給資格者証(ピンク色)が必要となりますので、下記まで必要書類をお問い合わせの上、認定申請の手続きをしてください。

問い合わせ 市役所年金医療課(医療助成係) ☎0270-27-2740 E-mail:nenkin@city.isesaki.lg.jp

児童扶養手当

18歳到達後最初の年度末までの児童を養育しているひとり親の方や、配偶者に一定の障害がある児童の父母又はそれに代わる養育者に対して支給されます(所得制限があります)。

(下記の場合は対象外)

- 日本国内に住所がないとき
- 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- 児童が児童福祉施設(通所施設を除く)や少年院・鑑別所等に入所しているとき

〈支給額〉 児童1人の世帯……………所得に応じて 月額 11,340円～48,050円
児童2人目以降の加算額……………所得に応じて 月額 5,680円～11,350円

〈支給月〉 5月・7月・9月・11月・1月・3月

*申請を受け付けた翌月分から対象となります。

*金額は変更となる場合があります。

*毎年8月に現況確認があります。

問い合わせ 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368



ひとり親家庭等福祉手当

ひとり親家庭等で、義務教育期間中の児童を養育し、伊勢崎市に引き続き6か月以上住所を有している方に支給されます。なお、外国人の場合は、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を有していることも必要となります。

〈支給額〉 児童1人につき 月額2,000円

〈支給月〉 4月・10月

問い合わせ 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368

ひとり親家庭等小学校入学準備金

ひとり親家庭等で、小学校入学予定の児童を養育し、入学予定の前年10月1日以前から伊勢崎市に住所を有している方に支給されます。なお、外国人の場合は、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を有していることも必要となります。

〈支給額〉 児童1人につき 25,000円(1回限り)

※小学校入学前に申請が必要です。

問い合わせ 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368

就学援助

市内在住で公立の小・中学校及び中等教育学校の前期課程に児童生徒が在学し、経済的理由により、就学させることが困難な家庭や、児童扶養手当を受給している家庭に対し、学用品費などの援助を行っています。教育委員会が生活状況や所得状況等を審査し、援助の可否を決定します。

問い合わせ 市役所学務課 ☎0270-27-2787



ひとり親家庭等大学等受験料補助

ひとり親家庭や低所得子育て世帯に対し、こどもが将来の夢に踏み出すステップとなる大学などの進学に向けたチャレンジを支援するため、大学等の受験料を補助します。(申請要件がありますのでお問い合わせください。)

〈補助上限額〉 53,000円

問い合わせ 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750

遺族基礎年金

国民年金に加入していた夫または妻が亡くなった場合、生計を維持されていた子どものいる妻または夫や子ども(18歳到達年度の末日まで、あるいは障害基礎年金1級または2級の障害の状態にある場合は20歳まで)に対して遺族基礎年金が支給されます。ただし、受給には保険料の納付済期間等の要件を満たしている必要があります。

問い合わせ 市役所年金医療課(国民年金係) ☎0270-27-2741 E-mail:nenkin@city.isesaki.lg.jp

遺族厚生年金・遺族共済年金

厚生年金または共済年金に加入していた夫または妻が亡くなった場合、遺族基礎年金のほか遺族厚生年金または遺族共済年金が支給されます。

問い合わせ 厚生年金について……前橋年金事務所 ☎027-231-1719
共済年金について……各種共済組合へ

養育費等確保支援事業

市内在住の20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父が、養育費を確実に受け取れるよう、養育費の確保のために必要な費用を支援します。(注意)申請時には領収書(原本)添付が必須です。

補助区分	対象経費	補助上限額
公正証書等作成にかかる費用	・公証人手数料令に規定する手数料 ・家庭裁判所の調停申し立てにかかる収入印紙代 ・戸籍謄本等添付書類取得費用 ・連絡用切手代	43,000円
養育費保証契約にかかる費用	・民間保証会社と養育費保証契約を締結する際に支払った初回保証料	50,000円
ADR申立等にかかる費用※	・認証ADR事業者が実施するADRにかかる申立料 ・期日手数料及び成立手数料に相当する費用	50,000円
養育費強制執行申立等にかかる費用	・未払の養育費にかかる強制執行申し立てにかかる弁護士費用(着手金に限る) ・未払の養育費にかかる強制執行申し立てにかかる収入印紙代 ・戸籍謄本等添付書類取得費用 ・郵便用切手代	100,000円

※ADRとは、裁判外紛争解決手続のこと。裁判によらず第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続きです。

問い合わせ・申込先 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750

就業への支援

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母又は父子家庭の父及び寡婦の就業による自立を促進するため、無料職業紹介をはじめ、就業相談員による就業相談、求人情報の提供、講習会の実施など一貫したサービスを実施します。また、養育費確保のための相談を行います。

- 〈主な事業〉 就業相談…就業に向けた総合的なアドバイスの実施、ひとり親家庭の母・父の自立支援プログラムの策定
求人情報の提供…ハローワークとの連携による求人情報の提供、求人企業の紹介・雇用企業の開拓
就業支援講習会…簿記講習会・パソコン講習会などの開催
養育費相談…養育費の取り決め方・支払請求など、養育費に関する相談及び情報提供

〈利用時間〉 平日午前9:00～午後5:00 (定休日:土・日曜日、祝祭日、年末年始)

問い合わせ 群馬県母子寡婦福祉協議会(前橋市新前橋町13番地の12)
☎027-255-6636
FAX:027-255-6652
E-mail:gunboshi@boshikai-gunma.jp

ハローワーク

母子家庭の方々などが就職を希望されるときは、専門の職員が就職についてきめ細かな相談・指導を無料でを行い、適性にあった事業所へ職業紹介を行います。また、公共職業訓練施設において、各種職業訓練を受けることができます。

- 〈主な実施事業〉 職業相談、職業紹介
…就職にあたっての様々な相談の実施や、希望の仕事が見つかった場合に、その会社への紹介を実施しています。
求人情報の提供…求人情報の公開をしています。
技術を身につける公共職業訓練の実施
…就職するために必要な資格、能力を身につけることが必要な場合に職業訓練を受けることができます。

問い合わせ ハローワーク伊勢崎 ☎0270-23-8609(伊勢崎市太田町554-10〈伊勢崎地方合同庁舎内〉)

母子家庭等自立支援給付金事業

就職を目指す母子家庭の母又は父子家庭の父を応援するため、次の母子家庭等自立支援給付金事業を実施しています。

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講し修了した場合に、受講費用の一部を支給します。

- 〈支給額〉 ・一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付の指定講座
教育訓練講座費用の60%(上限20万円)
・専門実践教育訓練給付の指定講座
教育訓練講座費用の60%(修学年数に40万円を乗じた額で総支給上限160万円、
准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は総支給上限200万円)
さらに、修了後1年以内に資格取得し就職等した場合、教育訓練講座費用の25%(修業年数に20万円を乗じた額で上限80万円)を追加支給
(注意1)いずれの場合でも支給額が12,000円以下の場合は非該当です。
(注意2)雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有している人は、一部がハローワークから支給されるため、その給付金との差額を市から支給します。
(注意3)専門実践教育訓練給付を受ける場合、ハローワークで支給を受けられない人は支給単位期間(6か月)の支給が可能です。

- 〈対象者〉 市内在住の20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす方
①母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
②自立支援教育訓練給付金を受けることが就業するために必要と認められる方
③過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方
注:受講開始前に講座指定申請が必要です。受講開始後の講座指定申請は支給対象外となります。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に役立つ資格取得のため、養成機関において6か月以上修業する場合に、給付金を支給します。

- 〈対象資格〉 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など

※雇用保険制度の専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練(情報関係の資格に限る)の指定となっている6か月以上の講座も対象。

〈支給期間及び支給額〉

修業する期間の全期間(上限48か月、准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は上限60か月)です。修業開始日以後、申請された日の属する月から支給します。
(修業途中からの申請も可能)また、修了支援給付金は修了後に支払われます。

課税区分	訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税非課税世帯	月額 100,000円	50,000円
市民税課税世帯	月額 70,500円	25,000円

※訓練促進給付金の修学の最終年次は、月額4万円増額。

- 〈対象者〉 市内在住の20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の要件をすべて満たす方
①児童扶養手当受給または同様の所得水準の方
②養成機関において6か月以上修業し、対象資格を取得見込みの方
③就業または育児と養成機関での修業の両立が困難な方
④過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがない方
⑤求職者支援制度における職業訓練受講給付金や訓練延長給付金など、
高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

注:申請する前に必ずご相談ください。(事前相談をされない場合、支給を受けられない可能性もあります)

(3)ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

市内在住の20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父、又はその扶養する児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の一部を支給します。

※「高等学校等就学支援金制度」の支給対象となる場合は、支援の対象外です。

〈支給額〉 1)通信制の場合

- ①受講開始時給付金:受講費用の最大4割(上限10万円)
- ②受講修了時給付金:受講費用の最大1割(①と合わせて上限12万5千円)
- ③合格時給付金 :受講費用の1割(①、②と合わせて上限15万円)

2)通学又は通学及び通信併用の場合

- ①受講開始時給付金:受講費用の最大4割(上限20万円)
- ②受講修了時給付金:受講費用の最大1割(①と合わせて上限25万円)
- ③合格時給付金 :受講費用の1割(①と②と合わせて上限30万円)

注:受講後の申請では給付金は支給されませんので、受講する前に必ず相談をしてください。

母子、父子家庭や寡婦の方のその他相談に応じます。お気軽にご相談ください。

〈日 時〉 月曜日～金曜日(※祝日・年末年始を除く)、午前8:30～午後5:15まで

問い合わせ・申込先 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750



生活の支援

母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的な自立とお子さんの福祉のために、技術の習得、子どもの学校のための資金など次のような貸付制度が利用できる場合があります。なお、貸付の利用には、連帯保証人が必要です。また、実際の貸付金額等は条件の範囲内で、必要な金額や期間を相談して申請して頂き、審査の結果により、貸付を行います。

(一例)

資金の種類	貸付限度額(円)	利子
修学資金(一例)	(公立高校自宅通学の場合) 月27,000以内 (私立大学自宅外通学の場合) 月146,000以内	無利子
技能習得資金	月 68,000以内	無利子
修業資金	月 68,000以内	無利子
就職支度資金	110,000以内	無利子
就学支度資金(一例)	(公立高校自宅通学の場合) 150,000以内 (私立大学自宅外通学の場合) 590,000以内	無利子

問い合わせ 伊勢崎保健福祉事務所(伊勢崎市下植木町499) ☎0270-25-5570

生活福祉資金

低所得者、障害者、高齢者等世帯の生活の自立と安定、経済的な自立などのために、技術の習得、子どもの学校のための資金など次のような貸付制度が利用できる場合があります。貸付の利用には、原則として、連帯保証人が必要となります。また、実際の貸付金額等は条件の範囲内で、必要な金額や期間を相談し、返済の用途を確認した上、決定します。なお、貸付には審査があります。

(一例)

資金の種類			貸付限度額(円)	利子
総合支援資金	生活支援費		月200,000以内	年1.5%
			月150,000以内(単身)	
	住宅入居費		400,000以内	
	一時生活再建費		600,000以内	
福祉資金	福祉費	生業費	4,600,000以内	年1.5%
		技能習得費	1,300,000～5,800,000以内	年1.5%
		住宅改修費	2,500,000以内	年1.5%
		療養・介護等費	1,700,000以内	年1.5%
		災害援護費	1,500,000以内	年1.5%
	緊急小口資金		100,000以内	無利子
教育支援資金	教育支援費	高校	月35,000以内	無利子
		高専・短大	月60,000以内	
		大学	月65,000以内	
	就学支度費		500,000以内	無利子

問い合わせ 伊勢崎市社会福祉協議会(伊勢崎市上泉町151) ☎0270-25-4546

母子生活支援施設

母子家庭の母及びその母が養育する子を保護し、この家庭の自立に必要な支援を行う児童福祉施設です。利用できるのは子どもが18歳未満の母子世帯で、子どもの養育など生活上のさまざまな課題を抱えている方々が対象となります。入所費用はその世帯の前年の所得金額により決定されます。なお、県内には全部で2施設が設置されています。

問い合わせ 子ども家庭センター ☎0270-27-6291
FAX:0270-27-6297
子育て相談メール:kodomo-c@city.isesaki.lg.jp

生活保護

私たちの一生には、思いがけない病気や事故などによって、自分たちの力だけではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。生活保護とは、生活に困っている人が精一杯の努力をしてもなお生活していけないときに、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、一日も早く自分たちの力で生活できるように支援する制度です。社会福祉課生活福祉係では生活に困っている人の相談を受け付けています。

問い合わせ 市役所社会福祉課(生活福祉係) ☎0270-27-2749

生活困窮者自立支援

仕事や借金、家族関係などさまざまな理由で経済的に困りの人の相談に応じ、各種関係機関と連携しながら、共に考え、それぞれの状況に応じた支援を行います。

〈対象〉 市内に居住している生活保護にいたっていない生活困窮者
※生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人をいいます。

〈支援の範囲〉

種 類	内 容
自立相談支援事業	生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まず相談窓口までお越しください。内容に応じて、自立に向けた支援内容を考え、必要な支援を行います。
住居確保給付金の支給	離職、自営業の廃止、または自己都合でない収入の減少などにより、住居を失う恐れのある人または住居を失った人に、一定の条件のもと、一定期間、家賃相当額を限度額の範囲内で支給します。
学習支援事業	子どもの学習支援をはじめ、中学校卒業後の進路について、子どもと保護者を対象に必要な支援を行います。
就労準備支援事業	直ちに仕事に就くことが困難な者に対し、生活習慣形成のための指導、就労の前段階として必要な社会的能力の習得及び就労体験や、就労するための就職活動の基礎知識等の習得支援を行い、就労に向けた基礎能力を身につけるための支援を行います。
家計改善支援事業	家計相談に応じ、家計状況の「見える化」により家計の状況を明らかにして、根本的な課題の把握を行い、必要な情報提供や助言等を行うことにより相談者が自ら家計を管理できるように支援します。

問い合わせ 市役所社会福祉課(総合相談係) ☎0270-27-6273

各種相談

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱をされた非常勤の地方公務員で、地域福祉の推進のために活動を行っています。生活に困っている方やお子さんの養育上の問題などを抱え、誰に相談していいか分からず困っている方などの身近な相談者として、皆さんのプライバシーを守り、常に住民の立場に立って相談に応じます。お気軽に声を掛けてください。なお、あなたの地区を担当している民生委員・児童委員の名前や連絡先が分からないときなどは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ	市役所社会福祉課(社会福祉係)	☎0270-27-2748
	赤堀支所市民サービス課	☎0270-62-9792
	あずま支所市民サービス課	☎0270-62-9910
	境支所市民サービス課	☎0270-74-0368

人権法律行政相談

離婚による養育費の問題や子どもの親権問題などの日常生活上の心配ごとについて、弁護士や人権擁護委員などが無料で相談に応じます。

相談員	弁護士、人権擁護委員、行政相談委員
相談日	市役所 毎月第1・3金曜日 赤堀支所 毎月第4火曜日 あずま支所 毎月第2火曜日 境支所 毎月第3火曜日 ※日程は変更となる場合があります。詳細は市ホームページの他、広報いせさきに掲載しています。
相談時間	午後2:00～午後4:00(1人 20分)
申込方法	申込は相談日の7日前の午前8:30より受付を開始します (電話で申し込みできます)

※支所は弁護士による法律相談のみとなります。

問い合わせ	市役所人権課	☎0270-27-2730	E-mail: jinken@city.isesaki.lg.jp
	赤堀支所庶務課	☎0270-62-9790	
	あずま支所庶務課	☎0270-62-9904	
	境支所庶務課	☎0270-74-0084	

配偶者等からの暴力の相談

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。さまざまな機関で相談を行っていますので、ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

相談機関	相談受付時間	連絡先等
伊勢崎市配偶者暴力相談支援センター	月～金 午前9:00～午後4:00 ※祝日・年末年始は除く	☎0270-27-5811(直通)
群馬県女性相談支援センター	月～日 午前9:00～午後5:00 ※祝日・年末年始を除く	☎027-261-4463(DV相談)
	月～土 午前9:00～午後5:00 ※祝日・年末年始を除く	☎027-261-4466 (さまざまな女性の悩み相談)
	24時間受付	konnanjosei@pref.gunma.lg.jp (メール相談)
伊勢崎警察署	24時間受付 (但し、夜間休日は宿日直対応)	☎0270-26-0110

その他

伊勢崎市母子会

伊勢崎市に在住し、子どもを抱えて頑張っている母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方々が、相互扶助の精神に基づいて、生活意欲の向上と会員相互の親睦を図るために組織している団体です。研修やレクリエーションを通じて、心のふれあいや情報交換を深める場でもあります。

〈 会 員 数 〉 36人(令和8年3月現在)

〈 年 会 費 〉 1,000円

〈 主な活動事業 〉 親子ふれあい旅行

入会申込・問い合わせ 母子会事務局(伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課)
☎0270-25-4546(伊勢崎市上泉町151 伊勢崎市社会福祉会館1階)



障害等を持つお子さんへの支援

重度心身障害者医療費の助成(福祉医療制度)

身体障害者手帳1級または2級、療育手帳の判定がA・B1・B2(判定B2は18歳到達後最初の年度末まで)に該当する方、特別児童扶養手当1級または2級に該当する方、障害年金1級または障害年金1級程度の障害はあるが、障害年金の受給ができない方で所定の診断書を提出し障害程度が1級と認められた方の医療費(保険診療の範囲に限ります)のうち、自己負担分の費用を市が負担します。制度の利用には、福祉医療費受給資格者証(ピンク色)が必要となりますので、下記まで必要書類をお問い合わせの上、認定申請の手続きをしてください。

問い合わせ 市役所年金医療課(医療助成係) ☎0270-27-2740 E-mail:nenkin@city.isesaki.lg.jp

特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障害をもつ20歳未満の者を養育している方に支給されます(所得制限があります)。

※児童福祉施設等に入所している方は対象外です。

〈支給額〉〔1級〕月額58,450円 〔2級〕月額38,930円

問い合わせ 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368

障害児福祉手当

日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の人に支給されます(ただし、所得制限があります)。

※社会福祉施設等に入所中の方は対象外です。

〈支給額〉月額16,560円

問い合わせ 市役所障害福祉課(自立支援係) ☎0270-27-2753
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9794
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368

難病患者見舞金

群馬県特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている人に、見舞金が支給されます。

〈支給額〉36,000円(一回限り)

問い合わせ 市役所障害福祉課(自立支援係) ☎0270-27-2753
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9794
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368

自立支援医療費(育成)の支給

18歳未満の身体に障害のある児童または現存する疾患(放置すると将来的に身体障害となるもの)がある児童で、手術等により確実な治療効果が期待できる方を対象に、公費による医療給付を行います。

問い合わせ 市役所障害福祉課(自立支援係) ☎0270-27-2753
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9794
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368

小児慢性特定疾病医療費の助成

指定の小児慢性疾病にかかっている児童等を対象に、公費により医療費の自己負担分の一部助成を行っています。

〈対象年齢〉 18歳未満の児童(ただし、18歳到達時点で助成を受けている場合は20歳未満まで更新可能)

問い合わせ 伊勢崎保健福祉事務所(伊勢崎市下植木町499) ☎0270-25-5066

交通遺児等福祉手当

次の①から⑤のいずれかに該当する者(交通遺児等)を養育する保護者に対して手当を支給する制度です。

- ①交通事故・労働災害事故のため保護者が死亡または障害の状態になった義務教育修了前の児童
- ②身体障害者手帳の1級、2級または3級の交付を受けている20歳未満の者
- ③群馬県療育手帳のAまたはB1の交付を受けている20歳未満の者
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている20歳未満の者
- ⑤特別児童扶養手当が支給されている20歳未満の者

〈支給額〉 児童1人につき 月額2,000円

〈支給月〉 4月・10月

問い合わせ 市役所子育て支援課 ☎0270-27-2750
赤堀支所市民サービス課 ☎0270-62-9792
あずま支所市民サービス課 ☎0270-62-9910
境支所市民サービス課 ☎0270-74-0368

相談機関

中央児童相談所

18歳未満のお子さんの養護・心身障害などについて、相談に応じています。専門のスタッフ(児童福祉司・児童心理司・医師など)が必要に応じて調査・診断・指導を行います。

〈相談内容〉 肢体不自由相談、視聴覚障害相談、言語発達障害相談、重症心身障害相談、知的障害相談、発達障害相談 など

問い合わせ 中央児童相談所(前橋市野中町360-1) ☎027-261-1000

発達障害者支援センター

自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群、自閉症スペクトラム、LD(学習障害)、AD/HD(注意欠陥/多動性障害)など、発達障害についての専門の支援センターです。相談に応じたり、就労の支援をしたりなど、発達障害の方とその家族が安心して地域で暮らしていけるようお手伝いをします。

問い合わせ 群馬県発達障害者支援センター(前橋市新前橋町13番地12) ☎027-254-5380

こども発達支援センター

発達に不安や心配のある18歳未満の児童とその保護者に対し、発達について必要な相談支援を実施し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

問い合わせ こども発達支援センター(除ケ町410-1) ☎0270-32-7748 FAX:0270-27-4062

障害者基幹相談支援センター

障害者や障害児に対する障害福祉サービスの利用について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言や利用支援などを行っています。

問い合わせ 障害者基幹相談支援センター(西田町71) ☎0270-75-5771

施設のご案内

児童センター・児童館

全施設とも、利用時間は午前9:30から午後6:00です。

※祝日(こどもの日を除く)・年末年始(12/29～1/3)は休館日です。

	名 称	所 在 地	電話番号 (市外局番0270)	休館日	施設概要
①	児童センター	粕川町1609番地	23-6463	火曜日	プラネタリウム室・工作室 体育室・ビデオ視聴室 ドレミ室・図書室など
②	赤堀児童館	西久保町二丁目105番地	63-1001	日曜日	図書コーナー・遊戯室 児童クラブ室 びよびよルームなど
③	赤堀南児童館	堀下町276番地	62-8723	日曜日	図書室・遊戯室 児童クラブ室など
④	赤堀あさひ児童館	香林町一丁目1348番地1	63-1616	日曜日	図書室・遊戯室 児童クラブ室など
⑤	きく児童館	国定町二丁目1795番地1	61-0600	日曜日	図書コーナー・遊戯室 児童クラブ室など
⑥	さざんか児童館	東町2767番地	62-8880	日曜日	図書コーナー・遊戯室 児童クラブ室など
⑦	あやめ児童館	三室町3484番地3	62-9977	日曜日	図書コーナー・遊戯室 児童クラブ室など
⑧	境児童センター	境新栄12番地4	70-6100	火曜日	図書室・遊戯室 工作室・集会室など
⑨	境児童館どんぐり	境木島823番地 (境ふれあいパーク内)	70-2415	水曜日	図書室・遊戯室 集会室・工作室など



公民館

名 称	所 在 地	電話番号 (市外局番0270)	ファクス (市外局番0270)	メールアドレス (kの後ろは@city.isesaki.lg.jp)
北公民館	平和町27-32	25-4547	25-4097	kita-k
南公民館	上泉町619-1	26-8333	26-8334	minami-k
殖蓮公民館	上植木本町2760	26-4560	25-4196	uehasu-k
茂呂公民館	美茂呂町3032-7	25-2671	25-4258	moro-k
三郷公民館	波志江町1029	23-1952	25-4357	misato-k
宮郷公民館	田中島町1102	25-2356	25-4428	miyago-k
名和公民館	堀口町492	32-0034	31-1874	nawa-k
豊受公民館	馬見塚町1297-1	32-0350	31-1875	toyouke-k
赤堀公民館	西久保町二丁目81	62-1153	63-1199	akabori-k
あずま公民館	田部井町三丁目2090	62-0115	62-3883	azumachuo-k
境公民館	境598-1	74-5105	74-5107	sakai-k
境采女公民館	境下湊名2023-1	76-0013	76-0013	sakaiuneme-k
境剛志公民館	境下武士862-3	74-0168	74-0168	sakaigoushi-k
境島村公民館	境島村2720	74-9345	74-9345	sakaishimamura-k
境東公民館	境米岡764-1	74-0453	74-0453	sakaihigashi-k



図書館

	施設名	所在地・連絡先 (市外局番0270)	開館日 平 日:午前9時～午後7時 土日祝:午前9時～午後5時	休館日
①	伊勢崎市図書館	曲輪町22-21 ☎23-2346 FAX:21-5296 E-mail:toshokan@city.isesaki.lg.jp	月・火・木・金 土・日	水曜日・祝日(日曜日除く) 年末年始・館内整理日 蔵書点検期間
②	赤堀図書館	西久保町二丁目82-1 ☎63-1200 FAX:63-1517 E-mail:akabori.gbp@dan.wind.ne.jp	月～金 土・日・祝	第1・3火曜日 (祝日の場合は翌日) 年末年始・館内整理日 蔵書点検期間
③	あずま図書館	田部井町三丁目2091 ☎62-9988 FAX:62-9981 E-mail:azumatoshokan@city.isesaki.lg.jp	火～金 土・日	月曜日・祝日(日曜日除く) 年末年始・館内整理日 蔵書点検期間
④	境図書館	境724-1 ☎74-0209 FAX:74-8105 E-mail:sakaitoshokan@city.isesaki.lg.jp	火～金 土・日	月曜日・祝日(日曜日除く) 年末年始・館内整理日 蔵書点検期間
⑤	ナルセグループ 伊勢崎市民プラザ 図書室	富塚町220-13 ☎32-9488 FAX:32-9466 E-mail:shiminplza@dan.wind.ne.jp	月～金 土・日・祝	第2・4火曜日 (祝日の場合は翌日) 年末年始
⑥	豊受公民館図書室	馬見塚町1297-1 ☎32-0350 FAX:31-1875 E-mail:toyoke-k@city.isesaki.lg.jp	月～金 午前9時～午後5時	土曜日・日曜日・祝日 年末年始

図書館での読み聞かせなど

市内各図書館では、図書館応援団(市民ボランティア)による読み聞かせや子ども向けの映画会などが開催されています。
10か月児健康相談では、絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントがあります。

※イベント情報・新着資料・利用案内など詳しい情報については、伊勢崎市図書館ホームページ
(<https://www.library.isesaki.gunma.jp/>)や、伊勢崎市図書館Xをご覧ください。



①伊勢崎市図書館



②赤堀図書館



③あずま図書館



④境図書館

保健センター(くわまるプラザ)

〈所在地・連絡先〉保健センター 大手町18番1号 ☎0270-27-6290 FAX:0270-27-6297
こども家庭センター ☎0270-27-6291 FAX:0270-27-6297

〈開 所 時 間〉月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8:30～午後5:15